

四日市市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 5 号

四日市市行政手続条例の一部を改正する条例

四日市市行政手続条例（平成 8 年四日市市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章から第 4 章まで （略）</p> <p><u>第 4 章の 2 処分等の求め（第 36 条の 2）</u></p> <p>第 5 章及び第 6 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（適用除外）</p> <p>第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第 4 章の 2</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(11)まで （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第 33 条 （略）</p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章から第 4 章まで （略）</p> <p>第 5 章及び第 6 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（適用除外）</p> <p>第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第 4 章</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)から(11)まで （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第 33 条 （略）</p>

事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる

法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適

合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 (略)

(行政指導の中止等の求め)

第35条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導（その根拠となる規定が、法律、三重県の条例又は本市の条例に置かれているものに限る。）が当該法令に規定する要件に適合しないと料するとき、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 (略)

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第36条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が、法律、三重県の条例又は本市の条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部総務課)